

株式分割に関する基準日設定公告

平成30年2月13日

株主各位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
株式会社ヴィンクス
代表取締役 社長執行役員 藤田 俊哉

当社は、平成30年1月30日開催の取締役会において、平成30年3月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年2月28日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年3月1日付をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を22,400,000株から44,800,000株に変更することを併せて決議しましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成30年4月上旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 平成30年3月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031